(案)

雇 児 発 ※ 第 ※ 号 平成27年※月※日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供にあたっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成27年※月※日より適用することとしたので通知する。

記

1 事業の種類

- (1) 保育の質の向上のための研修事業
- (2) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- (3) 家庭的保育者等研修事業
- (4) 居宅訪問型保育研修事業
- (5) 病児・病後児保育研修事業
- (6) 病児·病後児保育(訪問型)研修事業
- (7) 放課後児童支援員等研修事業
- (8) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

2 事業の実施

事業の実施にあたっては、次によること。

(1) 保育の質の向上のための研修事業実施要綱(別添1)

- (2) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業実施要綱(別添2)
- (3) 家庭的保育者等研修事業実施要綱(別添3)
- (4) 居宅訪問型保育研修事業実施要綱(別添4)
- (5) 病児·病後児保育研修事業実施要綱(別添5)
- (6) 病児・病後児保育(訪問型)研修事業実施要綱(別添6)
- (7) 放課後児童支援員等研修事業実施要綱(別添7)
- (8) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業実施要綱 (別添8)

放課後児童支援員等研修事業実施要綱 (案)

I 放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)

1 趣旨・目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生 労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいず れかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、 自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格 者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施 に資するために実施するものである。

認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(案)(平成27年※月※※日雇児発※※※第※号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

2 実施主体

認定資格研修の実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市町村(特別区を含む。 以下同じ。)、民間団体等に事業の一部を委託することができる。

3 実施内容

(1) 研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放 課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

(2) 定員

1回の認定資格研修の定員は、おおむね100名程度までとする。

ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じて実施 回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね100名程度を上回る定員を設定して も差し支えない。

(3) 研修項目・科目及び研修時間数(24時間)等

研修項目、研修科目及び研修時間数等については、別紙のとおりとし、都道府県の 実情に応じて研修科目等を追加して実施しても差し支えない。

また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとする。

特に、講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考として、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。

(4) 研修期間等

1回の認定資格研修については、原則として2~3か月以内で実施するものとする。 ただし、都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内で実施 しても差し支えない。

また、認定資格研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するものとする。

(5) 研修の教材

認定資格研修の教材は、別紙に定める内容を網羅し、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。

(6) 科目の一部免除

都道府県は、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-4 子どもの発達理解」、「2-5 児童期 (6 歳 \sim 1 2 歳) の生活と発達」、「2-6 障害のある子どもの理解」、「2-7 特に配慮を必要とする子どもの理解」

- イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者 別紙の「2-60 障害のある子どもの理解」、「2-70 特に配慮を必要とする子 どもの理解」
- ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者 別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活 と発達」

(7) 既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証(仮称)」(様式第1号)を発行することができるものとする。

(8) 修了評価

認定資格研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

なお、受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

4 実施手続

(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認

ア 受講の申込み及び受講資格の確認

都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携及び協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により行うこと。

イ 受講者本人の確認

都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、 健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示 させ、本人確認を行うものとする。

なお、①及び②の確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報を事前に周知する必要がある。

(2) 受講場所

認定資格研修の受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講するものとする。

(3) 修了の認定・修了証の交付

都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」[賞状形式及び携帯用形式](様式第2号)を都道府県知事名で交付するものとする。

ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。

5 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証(仮称)」を交付した者の必要 事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した 「○○都道府県放課後児童支援員認定者名簿(仮称)」を作成するものとする。

(2) 認定者名簿の管理

都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- イ 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合
- ウ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合
- エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

6 留意事項

- (1) 都道府県は、認定資格研修の実施に当たって、管内の市町村や関係団体等と十分な 連携を図り、効果的で円滑な実施が図られるよう努めるものとする。
- (2) 都道府県又は本事業の委託を受けた者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

7 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及 び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

8 費用の補助

国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

(様式第1号:用紙規格は日本工業規格A4縦型)

第000000号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条第3項に規定する研修において、次の研修科目を修了したことを証明する。

○研修科目名:

年 月 日

都道府県知事名

第〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働

省令第63号)第10条第3項に規定する研修を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名

第〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証 (携帯用)

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準(平成26年厚生労働 省令第63号)第10条第3項に規定す る研修を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の 項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等

【研修項目・科目と研修時間数(16 科目 24 時間 〈90 分×16〉)】

- 1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解(4.5時間・90分×3)
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 2. 子どもを理解するための基礎知識 (6.0 時間・90 分×4)
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援(4.5 時間・90 分×3)
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- 4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力(3時間・90分×2)
 - ① 保護者との連携・協力と相談支援
 - ② 学校・地域との連携
- 5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 (3時間・90分×2)
 - ③ 子どもの生活面における対応
 - (i) 安全対策·緊急時対応
- 6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能(3時間・90分×2)
 - (13) 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑥ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

項目名		1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解		
科目名		1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容		
联	持間数	1.5 時間(90 分)		
ね	○放課後	後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の目的について理解している。		
5	○放課後	後児童健全育成事業の役割について理解している。		
\ \	○放課後	後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。		
	○主に、	児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に		
ポ	関する	5基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針(案)第1章の2及び放課		
イン	後児童	電支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)(案)の内		
1	容に基	ないて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容につい はついて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容につい		
	て理解	ななに ない ない はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう		
	○放課後	後児童健全育成事業の目的及び役割		
	・児童	電福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における		
	放調	限後児童健全育成事業の目的		
	・放調	果後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運		
	営指	f針(案)における放課後児童健全育成事業の役割		
	○放課後	後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容		
).	・放調	限後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及		
主な内容	び追	運営に関する基準条例の役割		
内宏	・放調	限後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関す		
谷	る基	基本的な事項		
	○放課後	後児童クラブ運営指針(案)の内容		
	・放調	果後児童クラブ運営指針(案)の役割		
	• 放調	R後児童クラブ運営指針(案)の構成と主な内容		
	○放課後	後児童支援員認定資格研修事業の内容		
	・放調	・ 放課後児童支援員認定資格制度の目的		
	・放調	限後児童支援員認定資格研修事業の主な内容		
譜	ア放調	限後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員		
講師要件				
要 				
IT				
備				
考				

項目名		1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名		1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
時間数		1.5 時間(90 分)
ね	○放課後	6児童健全育成事業の一般原則について理解している。
5	○放課後	6児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。
<i>\\</i>	○子ども	家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいる。
	○主に、	児童福祉法第33条の10、第33条の11及び第33条の12、児童の権利に関
ポ	する条	会約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12条、
イン	第 14	条、第 16 条、第 17 条及び第 19 条、放課後児童クラブ運営指針(案)第 1
1	章の3	3 (4) の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権
	利擁護	後、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。
	○放課後	後児童健全育成事業の一般原則の内容
	 放調 	R後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全
	育成	は事業の一般原則の内容
	 放調 	R後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法
	令 遵	算守の内容
	○放課後	後児童クラブの社会的責任
主	 放調 	R後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラ
主な内	ブの)社会的責任の内容
容	・子と	ざもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ
	○放課後	を児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防
	・子と	ざもへの虐待等の禁止と予防の理解
	・子と	ざもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容
	○子ども	家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識
	・今日	1の子ども家庭福祉と子どもの権利
	・放調	限後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等
	ア放調	限後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児
講	童指	i 導員
講師要件	イ 当該	核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
件	局長	長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福
	祉系	大学等の教員
備		
考		
与		

項目名		1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解
科目名		1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
時間数		1.5 時間(90 分)
ね	○子ども	家庭福祉施策の概要を学んでいる。
ら	○放課後	後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。
い	○放課後	6児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。
ポ	○主に、	児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止
イ	等に関	引する法律及び放課後子ども総合プランなどの内容に基づいて学び、子ども
ト	家庭福	B祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を
1.	促す。	
	○子ども	家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要
		でも家庭福祉施策の体系と内容
	・子と	ごも・子育て支援新制度の内容
		温福祉施策の概要
	l ' '	1の障害児福祉施策の内容
主な	,,,,,,,,	関後児童クラブと障害児福祉施策との関連
主な内容		意待防止等の施策の概要
容		証虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容
		会的養護に関する施策の概要
		後児童クラブと関連する放課後関係施策
		関後児童クラブと放課後関係施策との関連
		限後児童クラブと直接関わる放課後関係施策(児童館、放課後子供教室、放 ************************************
		後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等)の内容
講		该科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
講師		を等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福
要件	祉并	大学等の教員
備		
考		

項目名		2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名		2-④ 子どもの発達理解
時間数		1.5 時間(90 分)
ね	○子ども	の発達を理解するための基礎を学んでいる。
ら	○育成支	を接における子どもの発達の特徴や発達過程を理解している。
V	○子ども	の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。
ポ	○主に、	育成支援に必要な子どもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、
イ	子ども	の発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。
ト		
1,		
	○子ども	の発達理解の基礎
	• 発達	室の概念
	• 発達	室の時期区分と特徴 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	○子ども	の遊びや生活と発達
	・子と	でいた。この社会性の発達の理解
主	・子と	でもの発達における遊びの大切さ
主な内容		の発達理解と育成支援
容		をの個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行
		ことの大切さ
		ざもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味
	- 11 12 -	な学習の必要性
		: もの理解を深めるために、子どもの発達について継続的に学習することの
	必要	
講		该科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
講師		を等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福
要件		大学等の教員
備		
考		

項目名		2. 子どもを理解するための基礎知識	
科目名		2-⑤ 児童期(6歳~12歳)の生活と発達	
賠	持間数	1.5 時間(90 分)	
ねらい	○児童期	明の一般的な特性を学んでいる。 明の発達過程と発達領域の基礎を学んでいる。 明の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。	
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針(案)第2章の1、2及び3の内容に基づいて 児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学 習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。		
主な内容	 ○子どもの発達と児童期 ・子どもの発達から見た児童期の位置(幼児期、思春期・青年期との関わり等) ・児童期の発達の特徴 ○児童期の発達過程と発達領域 ・おおむね6歳~8歳頃の発達の特徴 ・おおむね9歳~10歳頃の発達の特徴 ・おおむね11歳~12歳頃の発達の特徴 ○継続的な学習の必要性 ・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性 ・事例検討から学ぶことの大切さ 		
講師要件	ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生 局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員		
備考			

項目名		2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名		2-⑥ 障害のある子どもの理解
臣	時間数	1.5 時間(90 分)
	○障害の)ある子どもを理解するための基礎を学んでいる。
ねら	○障害の)ある子どもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。
りい	○障害の)ある子どもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解してい
	る。	
ポ	○主に、	児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法(障害者の権利に関
1	する条	※約などを含む)、発達障害者支援法(発達障害に関する最近の研究動向など
ト	を含む	g) 等の内容に基づいて学び、障害のある子どもや保護者の理解及び障害の
1	ある子	- どもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。
	○子ども	の障害についての基礎知識
	• 障害	その概念
	• 障害	そのある子どもの発達の特徴 しゅうしゅう
	○発達障	置害についての基礎知識
	・発達	彦障害の定義と障害特性
主	・発達	 障害理解の基礎
主な内容	○障害の)ある子どもの保護者を理解するための基礎知識
容	- 障害	Fのある子どもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ
	• 障害	Fのある子どもの保護者との連携に当たって配慮すること
	○障害の)ある子どもと保護者を理解するための学習
		Fのある子どもに関する専門機関等との連携の必要性
		Fのある子どもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要
		び事例検討から学ぶことの大切さ
講		な科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
師		を等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福
師要件		大学等の教員
• •	イ 養護	養教諭
備		
考		
77		

項目名		2. 子どもを理解するための基礎知識	
科目名		2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解	
時間数		1.5 時間(90 分)	
	○児童虐	賃待の現状と対応についての基礎を学んでいる。	
ねら	○特に配	記慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解している。	
りい	○特に酢	P慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携、協力して支援する	
	必要が	ぶあることについて理解している。	
ポ	○主に、	児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、	
イ	子供の)貧困対策に関する大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの	
ト	内容に	工基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とする子どもの現状と対応、	
1,	支援の)あり方について理解を促す。	
	○児童虐	養待の内容と対応	
	・児童	賃虐待の現状と内容	
	・児童	査虐待の早期発見と早期対応の必要性	
	○特に配	2慮を必要とする子どもの理解	
主	・子と	ざもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題	
な	・ひと	: り親家庭への子育てと生活支援の施策	
主な内容	○特に配	2慮を必要とする子どもの支援についての理解	
T	特に	ご配慮を必要とする子どもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解	
	特に	ご配慮を必要とする子どもに関する学校との連携についての理解	
	○要保護	りますができますが、	
	_ ,,,	R護児童対策地域協議会の目的及び役割	
	・要保	農護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり	
		核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生	
謙	, **	等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福	
節		大学等の教員	
講師要件		試相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している	
	ウ 乳児	程院又は児童養護施設の長 	
備			
考			

項目名		3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援		
科目名		3-8 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援		
眛	時間数	1.5 時間(90 分)		
ね	○放課後	6児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。		
ら	○子ども	の視点からみた育成支援のあり方について理解している。		
\ \	○育成支	で接の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。		
ぱぱ	○主に、	放課後児童クラブ運営指針(案)第1章の3(1)、(2)、第2章及び第3		
1	章の内	R容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じ		
レト	た主体	x的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、		
- 1	基本的	力な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。		
	○放課後	後児童クラブにおける育成支援の基本		
	・放調	限後児童クラブ運営指針(案)における育成支援の基本的な考え方		
	・子どもの発達過程を踏まえた育成支援の配慮事項			
主	○育成支	で接の内容		
主な内容	・放調	限後児童クラブ運営指針(案)における育成支援の主な内容		
容	・育成	(支援における特に配慮を必要とする子どもへの対応		
	○育成支	で接における記録及び職場内での事例検討		
	・育成	は支援における記録の必要性		
	• 職場	骨内での情報共有と事例検討の必要性		
譜	ア放調	R後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児		
師	童指	4		
講師要件				
IT				
備				
考				
与				

項目名		3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名		3-9 子どもの遊びの理解と支援
時間数		1.5 時間 (90 分)
ね	○子ども	の生活における遊びの大切さについて理解している。
5	○子ども	が発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。
\ \	○子ども	の遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。
ポ	-	放課後児童クラブ運営指針(案)第2章の4、5及び第3章の1の内容に
イ	基づい	いて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応の
ト	ありた	「について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」及び「2-⑤」の科
1.	目内容	ぶを活用することが望ましい。
	○子ども	の遊びと発達
	-	ざもの生活における遊びの大切さ
	,	賃期の遊びの特徴と発達との関わり
		の遊びと仲間関係
主	-	ざもが自発的に遊びをつくり出すことの理解
主な内容	. —	ドの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性
闪		の遊びと環境
		ドには子どもが安心できる環境が必要であることの理解
		プで遊びを選択し創造することができるように環境を整えることの大切さ
		の遊びと放課後児童支援員の関わり
		ざもの発達や状況に応じた柔軟な関わりの必要性
		ドの中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことの必要性 8.44 日本 たこずにおいて ウの知識 2250まで たわる しるように 2.44 間後 日
		果後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児 │ は前日
≑± .		
講師		近厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事して に日音の港びなおお道士でき
要件		5児童の遊びを指導する者 核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
144		といる。 と等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福 と等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福
		《大学等の教員
K .224	7111.77	ハナサッから
備		
考		

項目名		3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援	
科目名		3-⑩ 障害のある子どもの育成支援	
民	時間数	1.5 時間(90 分)	
ねらい	○障害のある子どもの育成支援のあり方について理解している。○障害のある子どもの保護者との連携のあり方について理解している。○専門機関等との連携のあり方について理解している。		
ポイント	○主に、放課後児童クラブ運営指針(案)第3章の2、4(2)及び(3)などの 内容に基づいて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害の ある子どもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促 す。また、講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。		
主な内容	・・障・・障・・専・では、事ををある。	のある子どもの育成支援 語のある子どもの受入れの考え方 語のある子どもの育成支援に際して留意すること のある子どもの保護者との連携 医の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ ぎもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生 の見通しをつくることの必要性 のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解 語のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性 語のある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ 機関等との連携 における倫理的配慮の必要性 におけるの連携 における倫理的を取りたることの大切さ は関等と連携 におけるにはは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	
講師要件	董指 イ 当該 局長	限後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児 音導員 该科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生 長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福 大学等の教員	
備考			

項目名		4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力	
科目名		4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援	
康	持間数	1.5 時間(90 分)	
ね	○保護者	fとの連携のあり方について理解している。	
5	○保護者	f組織との連携のあり方について理解している。	
	○保護者	からの相談への対応のあり方を学んでいる。	
ポ	○主に、	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第19条、放課後児童	
ハイ	クラフ	「運営指針(案)第1章の3(2)、第3章の1(4)⑨及び4の内容に基づ	
ン	いて学	全び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に	
ト	当たっ	って配慮することなどの理解を促す。	
	○保護者	fとの連携 (1987年)	
	• 保護	養者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性	
	• 保護	賃者への連絡の際に配慮すること	
}	○保護者	f組織との連携	
主な内容	・父母	ltの会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性	
内	• 保護	賃者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性	
谷	○保護者	からの相談への対応	
	• 保護	賃者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を	
	築く	ことの必要性	
	• 保護	賃者からの相談への対応に当たって配慮すること	
	ア放調	接児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児	
講	童指	導員	
講師要件	イ 当該	核科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生	
	局長	長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福	
	祉系	大学等の教員	
備			
考			

項目名		4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力		
科目名		4-12 学校・地域との連携		
時間数		1.5 時間(90 分)		
ね	○学校 と	との連携の必要性とそのあり方について理解している。		
5	○保育原	所、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。		
い	○地域と	との連携の必要性とそのあり方について理解している。		
ポ	○主に、	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第		
イ	20条、	、放課後児童クラブ運営指針(案)第5章の内容に基づいて学び、学校や保		
ト	育所、	幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって		
1.	考慮す	すべきことなどの理解を促す。		
		交との連携		
		どもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性		
		交との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること 		
		育所、幼稚園等との連携		
		○子どもの発達の連続性を配慮した保育所、幼稚園等との連携の必要性		
主		どもの状況について保育所、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮 - 、		
主な内容	[ること		
容		或住民や関係機関等との連携		
		どもの成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との ***********************************		
		男の必要性 		
		どもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携		
		交、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ ************************************		
		交施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営 電館を活用して実施する放課後児童クラブの運営		
		型館を活用して美地する放床後先重グラブの連貫 果後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児		
謎	, , , , , ,	米俊児里グラブにおいて、一足の知識、経験を有りると認められる放業俊児 		
師		^{日号貝} 亥科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生		
講師要件		表件日めるいな類似件日を現に教授している相足保育工食成施設、地力学生 長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福		
14		系大学等の教員		
		K/T \ T \ V \ X \ P \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
備				
考				

項目名		5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名		5-3 子どもの生活面における対応
時間数		1.5 時間(90 分)
	○子ども	の健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解し
ねらい	ている	, Do
	○子ども	の健康維持のための衛生管理について理解している。
	○食物で	アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。
ポイント	○主に、	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第13条、放課後児童
	クラフ	ず運営指針(案)第3章の1(4)⑦、第6章の1(2)及び2(1)の内
	容に基	を さいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレ
	ルギー	-等への対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛
	生管理	胆と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、
	その分	分野における関連資料を活用して行うことが望ましい。
	○子ども	の健康管理及び情緒の安定
	・出席	所確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性
	・子と	でもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮
主		の健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携
	・保護	賃者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性
	学校	でとの子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携
主な内		で理と衛生指導
[容		及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導
		Pつの提供時の衛生管理と衛生指導
	- ' - '	アレルギーのある子ども等への対応
		アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童ク
		での対応
		時(アナフィラキシー、誤飲事故等)対応の知識
講師要件		度教諭 2018年2018年2018年2018年2018年2018年2018年2018年
		写期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士
	ウ 医師	
		该科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生
		を等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福
	1 社并	(大学等の教員)
備		
考		
•	1	

項目名		5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名		5-4 安全対策・緊急時対応
時間数		1.5 時間(90 分)
	○安全対	†策及び緊急時対応のあり方について理解している。
ねらい	○安全対	対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解してい
	る。	
	○安全対	対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解してい
	る。	
ポイント	○主に、	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6
	条、第	§ 13 条及び第 21 条、放課後児童クラブ運営指針(案)第 3 章の 1 (4)⑧、
	第6章	至の2(2)、(3)及び(4)の内容に基づいて学び、放課後児童クラブに
		5非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その
	際、市	f町村の安全対策及び緊急時対応の実際例を活用して行うことが望ましい。
	○放課後	後児童クラブにおける子どもの安全
	・育成	え支援の際に求められる子どもの安全の考え方
	・安全	e対策及び緊急時対応における計画策定の必要性 の必要性
主な内容	○安全対	†策及び緊急時対応の内容
	・事故	なやけがの防止と発生時の対応
	・災害	『等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症
	-	三時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容
		対策及び緊急時対応の留意事項
	_	と対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性 は対策を対象にある。
		町に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必
	要性	
		₹後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児
講師		近厚生施設(児童館)の長又は児童厚生施設(児童館)に5年以上従事して
講師要件		5児童の遊びを指導する者
1午		该科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生 ***********************************
		長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福 (大学なの教皇
	1111 1111 1111 1111 1111 1111 1111 1111 1111	大学等の教員
備		
考		

項目名		6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名		6 - ⑤ 放課後児童支援員の仕事内容
時間数		1.5 時間(90 分)
ねらい	○放課後	後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。
	○放課後	後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。
	○放課後	後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。
ポイン	○主に、	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放
	課後児	記童クラブ運営指針(案)第3章、第4章の5及び第7章の3の内容に基づい
	て学び	が、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理!
1	解を供	
	を活用	目することが望ましい。
	○放課後	後児童支援員の仕事内容
	・育成	成支援の内容と放課後児童支援員の役割
	・育成	以支援を支える職務の内容
	○放課後	後児童支援員に求められる資質及び技能
	• 「健	全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある
主な内容	者」	、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容
	・放課	後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保
		公要性
		後児童クラブにおける職員集団のあり方
		B交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制 │
講師要件	 の様	
		列検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成 (1717年) 147年 147年 147年 147年 147年 147年 147年 147年
		後児童支援員の社会的責任と職場倫理
	, , , , , ,	果後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任
		場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み
		果後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童 * P
	指導	
件		
備		
考		

科目名 6 一⑥ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵 時間数 1.5 時間 (90 分) ○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。	守			
○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。				
)				
カーへ要想力を発展してはよったはよう。 マークログログ				
ね ○要望及び苦情への対応のあり方について理解している。				
らい○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している	0			
○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条	≷第2項及び第			
4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針	(案) 第4章、			
第7章の1及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営	常管理に当たっ			
て留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体	ぶが行わなけれ			
ト ばならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどにつ	いて理解を促			
す。また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑮」の科目内容を沿	す。また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑮」の科目内容を活用することが			
望ましい。				
○放課後児童クラブの運営管理				
・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程	の内容			
・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開				
○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み				
・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任				
主・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び	留意事項			
主 ・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び				
	させることの			
必要性				
・事業運営の自己評価と公表の必要性				
○運営主体の人権の尊重と法令の遵守(個人情報保護等)				
・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任	دیا ر			
・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵				
ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認めら	かれる奴硃伎兄			
講	こりし公主して			
一件 いる児童の遊びを指導する者	が上促事して			
vの万事が短いで担告する日				
P.II.	1			
備				

Ⅱ 放課後児童支援員等資質向上研修事業

1 趣旨・目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第63 号。以下「基準」という。)第10条第1項に規定する放課後児童支援員及び同条第2項に規定する補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び市町村とする。

ただし、実施主体が資質向上研修を実施する上で適当と認める民間団体等に事業の全部又は一部委託することができるものとする。

3 研修対象者

- (1) 放課後児童健全育成事業等実施要綱(平成※※年※※月※※日付け厚生労働省雇用 均等・児童家庭局長通知)別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事す る放課後児童支援員等及び放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者並びに放課 後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。
- (2) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領」(平成※※年※※月※※ 日文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定)に基づき放課後や週末等に おいて、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保 し、学習や様々な体験活動・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の 支援活動(以下「放課後子供教室」という。)の担当者及び事業が円滑に運営される ためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など。

4 研修の内容

(1) 都道府県が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得の ための研修を市町村と連携して実施する。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の運営や子どもの育成支援に関する事項について、専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童健全育成事業所で共通の課題になっているものをテーマとすること。

<主な具体例>

- 実践発表会
- 放課後児童健全育成事業の役割と運営主体の責務
- 発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- 子どもの発達の理解
- 子どもの人権と倫理
- 個人情報の取扱いとプライバシー保護
- 保護者との連携と支援

- 家庭における養育状況の理解
- いじめや虐待への対応 など

(2) 指定都市、中核市及び市町村が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施する。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業所の運営や子どもの育成支援に関する 事項について、基礎的な知識や事例、技術等の共有を図ることを目的としたテーマと すること。

なお、いくつかの市町村が合同で実施することも可能である。

<主な具体例>

- 事例検討(ワークショップ形式)
- 放課後児童健全育成事業に関する基礎的理解
- 安全指導と安全管理、危機管理
 - 教急措置と救急対応(実技研修)
 - 防火、防災、防犯の計画と対応
 - 事故、けがの予防と事後対応等
 - ・ アレルギーの理解と対応、アナフィラキシーへの対応
- おやつの工夫と提供時の衛生、安全
- 放課後児童健全育成事業所における遊びや製作活動、表現活動
- 育成支援に関する記録の書き方と工夫 など

5 留意事項

- (1) 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、 研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、 障害児対応を行う放課後児童支援員等の資質の向上に努めること。
- (2) 放課後子供教室の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子供教室 及び放課後児童健全育成事業それぞれの担当者又は放課後児童支援員等が両研修を 相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮す ること。

6 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び 宿泊費については、受講者が負担する(受講者に代わって運営主体が負担することも可 能)ものとする。

7 費用の補助

国は、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

Ⅲ 児童厚生員等研修事業

1 趣旨・目的

児童館等児童厚生施設などで児童の遊びの指導等に当たる児童厚生員や、地域で児童の健全育成に携わる地域児童健全育成支援者の資質の向上を図るため、児童厚生員等を対象とする研修会を実施し、もって児童の健全育成等の充実に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び市町村とする。

ただし、実施主体が研修を実施する上で適当と認める民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 対象者

(1) 4 (1) 及び(3) の事業 児童厚生員等

(2) 4 (2) の事業

4(1)の修了者であって、児童館等に3年以上従事した者

(3) 4 (4) の事業

児童の健全育成に寄与する自主的な活動を行う者や団体(地域児童健全育成支援者)

4 事業内容

(1) 児童厚生員等研修会(基礎研修会)

児童館等に勤務する職員の資質の向上と、各地域における児童健全育成活動の拡充、推進を図ることを目的とする。

(2) 中堅児童厚生員等研修会(中堅職員研修会)

地域に必要とされる児童福祉施設として児童館等が機能を発揮していくためには、「地域福祉」の視点を踏まえた活動展開を行うことが肝要であることから、児童厚生員等が地域に根ざした運営に関してその発想を広げ、ソーシャルワーカーとしての専門性を高めることを目的とする。

(3) 児童厚生員等専門研修会 (テーマ別研修会)

子ども・子育て支援新制度の情報や最新の事例、活動をしていく上での課題等を取り上げ、児童館等の役割や機能について改めて確認し、もって児童厚生員等の資質の向上を図ることを目的とする。

(4) 地域児童健全育成支援者研修会

子どもを犯罪の被害から守るための活動や子どもの見守り活動、児童館等の活動等を支援する児童の健全育成に寄与する自主的な活動を行う者や団体を対象とした研修を実施し、地域での児童の健全育成の向上を図ることを目的とする。

5 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び 宿泊費については、受講者が負担するものとする。

6 費用の補助

国は、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。